

2020(令和2)年度 福祉サービス第三者評価

調査結果報告書

へしきや・かなさこども園

職員説明会 2020年 10月 24日

、

職員報告会 2021年 3月 13日

2021年3月13日
特定非営利活動法人
介護と福祉の調査機関おきなわ

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

2020（令和2）年度

説明会	2020年10月24日
確定日	2021年 2月13日

②事業者情報

名称 : へしきや・かなさこども園	種別 : 認定こども園
代表者氏名 : 外間 ケイ子	定員 60 (利用室数) : (3室) 名
所在地 : 〒904-2314 沖縄県うるま市勝連平敷屋3850番地	TEL 098-987-8266

③総評

◇特に評価の高い点

1 食事を楽しむ工夫やおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

食事を楽しむ工夫として、年間食育計画を作成し、計画にもとづいて各年齢の年間指導計画や月案、週案に食育を位置づけて取り組んでいる。食事は各クラスごとに部屋で食べている。5歳児のクラスでは、入口のホワイトボードにその日の献立を平仮名で掲示している。子どもは当番制でテーブルを拭き、調理室まで保育教諭とともに食事を取りに行き、当番がトレイに盛り付けをしている。5歳児はランチルームで食事をしていたが、コロナ禍のため今年度は各自の机で前面向きに座り、自分でトレイを席まで運んで食べている。4歳児は自分で食べられる量を保育教諭に伝えている。3歳児はおかずや小鉢、果物を自分でトレイに乗せて運び、ご飯と汁物は保育教諭がテーブルまで運んでいる。食器は、県内の窯元に依頼した子ども用の陶器を使用し、丁寧に扱わないと割れてしまうことを説明している。スプーンやフォーク、お箸がトレイにセットされ、メニューに合わせて自分で選べるようにしている。毎月の献立には、もしく丼や沖縄そば、ゆし豆腐、チムシング、クーブイリチー、バナナとゴーヤーのスコーンなど地域の食材を使い、おやつにもウムクジ天ぷらやサーティアンダギー、クファジューシー、シークワーサーゼリーなど沖縄らしいメニューを取り入れている。秋にはキノコや栗、鮭やりんごなどの食材を使うなど季節感のある献立となるよう工夫している。調理室の壁はガラス張りで子どもたちは調理している様子を見ることができる。当日のメニューは玄関に展示され、保護者と子どもが見やすい工夫がされている。毎月、食育の目標やその月の行事食、子どもの畠での様子、季節の食材などを編集した「もぐもぐ便り」を調理員が作成し、家庭に配布している。食育や食べ物に関わる絵本の読み聞かせや栄養の歌、「早寝早起き朝ごはん」の紙芝居や職員が作成した食育パペット「へしきやつなぐ君」で食事の大切さを伝えている

2 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

子どもと地域との交流を広げるための取組として、地域との関わり方については園の教育・保育方針等に明記され、地域の伝統や文化を伝える取組をしている。地域交流として園児が地域のモズク祭や十五夜祝い、うるま市地域学習、ハロウィン仮装行列、デイサービスセンター訪問等、各種の地域行事に積極的に参加している。公民館組織の友愛会（老人会）とは夕涼み会やムーチーづくり、平和学習などで交流し、勤労感謝デーや音楽隊の発表会を公民館で実施している。地域行事のポスターを園に掲示することもある。地域行事に参加する際は職員を多めに配置し、時には保護者の協力も得て、子どもの個別の状況に配慮できるような体制を整えている。地域の情報量が少ない保護者に対しては、地域行事等の社会資源の情報を提供している。

3 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は園長で、就業状況や年次有給休暇取得状況はタイムカードや有休管理簿で把握している。有休取得推進のため園長や主幹保育教諭がシフト体制を考慮した上で有休取得を推奨し、令和元年度の有休取得率は100%となっている。変形労働時間制の中で完全週休2日制を実施している。年1回の職員面談の際に職員からの悩みを聞く体制がある。日頃から園長や主幹保育教諭をはじめ職員全体で互いの健康状態を気に掛け、気軽に相談できる職場の雰囲気がある。退職金制度として社会福祉施設職員等退職手当共済に加入し、職員の正規雇用化にも取り組んでいる。働き方改革に向けた検討もを行い、中・長期計画にも就業時間の見直しや人材育成にむけた内容を記載する等、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

◇改善を求められる点

1 安心・安全な教育・保育のための組織的な取組が望まれる。

事故発生時の対応マニュアルや衛生管理・感染症危機管理マニュアルが整備されている。園の危険箇所点検や遊具の詳細な点検は、点検リストにもとづいて実施している。事故事例は、園長会議やニュース等から情報を収集している。事故発生後は事故報告書に記載し、リーダー会議で報告者を含めて要因分析や再発防止の検討が行われ、結果は記録している。感染症について「新型コロナウイルス 危機管理マニュアル」が追加されている。感染症リーダーが定められ、感染症発生時には園長に報告する仕組みとなっている。災害時における子どもの安全確保のための取組について、自衛消防組織が設置され、防火管理者は園長で、自衛消防組織表と避難訓練実施計画が作成されている。防災計画による訓練は毎月実施され、園長や主幹保育教諭不在時を想定した訓練が実施されている。職員は、「AEDの扱い方」や「感染症の種類と最新情報」、「食物アレルギーとエピペン」等の内部・外部研修を受講している。

感染症対応マニュアルに関しては、管理体制を追記するとともに、責任者と役割を決定し、マニュアルの定期的な見直し、及び子どもや保護者、職員の安否確認の方法を定め、食料・備品等の管理や備蓄リストの作成、災害発生後に事業を継続するための対策計画の作成が望まれる。

2 教育・保育に関する標準的な実施方法について追加作成、及び内容の見直しが望まれる。

教育・保育に関する標準的な実施方法の文書化については、危機管理マニュアルや苦情対応マニュアル、緊急時対応マニュアル、災害時対応マニュアル、新型コロナウイルス感染症予防マニュアル、実習生受入れ対応マニュアル等が整備されている。食物アレルギーマニュアルや児童虐待防止マニュアルには守秘義務等や個人情報保護に関する姿勢が明示されている。マニュアル集は各クラスに設置して共有している。アレルギー対応マニュアルや虐待防止マニュアル、事故防止対応マニュアル等は園内研修を実施して周知している。台風・災害時対応マニュアルは、職員の提案により今年度見直されている。

プライバシー保護マニュアルや健康管理に関するマニュアル等の整備、さらに18種類のマニュアルが作成されているが、その多くに内容の追加や見直しが求められる。マニュアルの検証・見直しにあたっては、見直す時期やその方法等を定めて、現状に即した内容になっているか等の定期的な見直し、及びマニュアル見直し後はその過程が分かるように制定日や改正年月日を記載することが望まれる。

3. 教育・保育の質の向上への組織的・計画的な取組が望まれる。

教育・保育の質の向上にむけた組織的・計画的な取組として、自己評価は年1回、各職員が定められた評価基準にもとづいて園全体に関する自己評価を実施し、園長に提出されている。

提出された園全体に関する自己評価を集計・分析し、課題を抽出するとともに明文化して、職員参画のもとで改善策や改善実施計画を作成し、課題改善に向けて、組織的なP D C Aサイクルにもとづいた改善計画実施状況の評価・見直しが望まれる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

新型コロナウイルスという未知の感染症に世界中が恐怖に陥り、私たちも子ども達を感染から守りながらの試行錯誤の毎日でした。それでも、教育・保育を止めることなく、第三者評価を受審するに至ったことで安堵と充実感が伴いました。保護者アンケートは、51.8%の回収率で、全体的評価は高満足度になっており安心しました。しかし、こども園の理念・方針の周知度が29%となっており、次年度に向けての課題となりました。もう少し、保護者に分かりやすく懇談会や諸行事等を活かしてこども園と子どもの育ちを伝え、ホームページなどで発信し、80%以上を目指して周知を図っていきたいと思っております。又、周知度の高い数値は更に伸ばしていきたいと思います。次年度から施行される働き方改革を踏まえ、職員の離職防止と定着を図るため今後も全職員の共通理解を深め、資質向上に努めています。第三者評価を受審することで組織の課題や子どもの課題、クラスの課題、自己評価など細かい部分を見直すことができたことは、本当に良かったです。定期的に自己評価を実施し、組織的に評価・見直しを行う体制を作りたいと思います。次回の第三者評価もよろしくお願い致します。更なる成長が見えるよう努力していきます。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 評価結果 認定こども園版

項目			評価結果 職員の集計結果
I 教育・保育の基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	60.0%
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	26.7%
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	0.0%
	n		13.3%
着眼点	○ 1	理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○ 2	理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	○ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	○ 7	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント		理念、基本方針の明文化と周知について、理念は「生きる力・強い心を持つ子供を地域とともに育てる」とし、パンフレットや園便りに記載され、こども園の考え方を読み取ることができる。基本方針は「子どもには、保護者には、地域には、職員には」の4つの柱があり、理念との整合性が確保されている。理念や教育・保育目標については、年度初めの園内研修で園長が説明して職員に周知されている。重要事項説明書に記載された理念と基本方針は、1ページ全体にイラストを入れ、カラーで見やすく工夫されており、入園時のオリエンテーションで保護者に説明している。ホームページに法人の理念は掲載されているが、こども園の理念も掲載することに期待したい。	

項目				評価結果
I-2 経営状況の把握				
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。				
判断基準	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	
	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	13.3%	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	33.3%	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	0.0%	
着眼点	n		53.3%	
	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。		
	2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。		
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。		
	○ 4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。		
コメント		<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、園長は「街・人・仕事創生総合戦略有識者会議」の一員として市の会議に参加して、地域の人口動態（地区別・年齢別）等について把握している。市の認定こども園（7園）の園長会会長を務め、保育行政担当者や区長と定期的に懇談する中で少子化や安心・安全への対応等、地域の課題を把握し、障害児童を受け入れている。地域の子どもの安心・安全への対策として、区費負担による街頭カメラの設置と低所得家庭の給食費助成についての検討を依頼している。月次報告で税理士の助言を得ながら利用率やコスト分析を行い、市と相談して今年度、1号認定の園児が増えている。</p> <p>社会福祉事業全体の動向及び地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容について、把握・分析が望まれる。</p>		
判断基準	3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	
	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	0.0%	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	60.0%	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	0.0%	
着眼点	n		40.0%	
	○ 1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。		
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。		
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。		
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。		
コメント		<p>経営課題を明確にした具体的な取組については、法人の保育園からの配食であった給食について自園調理に向けた厨房の整備を、改善すべき課題として理事会に提案し承認されている。厨房は、昨年度の12月に着工して整備され、今年度からは自園調理による食事が提供されている。園長は財務（運営費や光熱費）が課題であると考え、職員会議で職員に周知し、職員は水道や電気等、光熱水費の節約に努めている。</p> <p>経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析にもとづく具体的な課題や問題点の把握に期待したい。</p>		

項目				評価結果
I - 3 事業計画の策定				
I - 3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	0.0%	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない、十分ではない。	0.0%	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	26.7%	
	n		73.3%	
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。		
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。		
コメント		<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画策定については、法人として2019～2023年までの中・長期計画が策定され、目標を明確にしている。計画には、マニュアルの整備や第三者評価の受審、キャリアアップ研修体系の確立等が具体的に記載され、実施状況の評価が行える内容になっている。</p> <p>中・長期の収支計画の策定、及び必要に応じた中・長期計画の見直しが望まれる。</p>		
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	0.0%	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	6.7%	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	40.0%	
	n		53.3%	
着眼点	○ 1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。		
	○ 2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。		
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。		
	○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
コメント		<p>中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定に関して、今年度の事業計画は、第三者評価の受審や保育教諭キャリアアップ委員会の設置等が含まれ、中・長期計画を反映した内容となっている。事業計画は、地域交流事業や健康管理、安全管理、食に関する取組、研修計画等の内容も含めて作成されている。</p> <p>単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することにより実施状況の評価が行える内容で作成することが望まれる。</p>		

項目				評価結果
I - 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。				
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	66.7%	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	6.7%	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	0.0%	
	n		26.7%	
着眼点	○ 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。		
	○ 2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		
	○ 3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。		
	○ 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
	○ 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。		
コメント		事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し、職員の理解について、事業計画は、職員の意見を反映させて園長が作成した案をもとに、具体的な内容を主幹保育教諭が作成している。その後、リーダー会議で検討し、職員会議や園内研修で職員に説明して周知し、年1回、見直している。今年度は、新型コロナウィルスの感染防止対策として行事計画等をリーダー会議で検討し、見直して実施している。 事業計画の実施状況を把握するための手順を作成し、手順にもとづいた評価の実施が望まれる。		
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	40.0%	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない	40.0%	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	0.0%	
	n		20.0%	
着眼点	○ 1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。		
	○ 2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。		
	○ 3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。		
	○ 4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。		
コメント		事業計画の保護者への周知については、閲覧用の事業計画を玄関に置いて公表している。重要事項説明書(園のしおり)には、1年の流れとして行事計画や保育参観、避難・消火訓練、検診、職員会議・研修についても記載され、入園式のオリエンテーションで説明し、周知している。 事業計画の具体的な内容を分かりやすく説明した資料を作成し、保護者が理解しやすい工夫が望まれる。		

項目				評価結果
I - 4 教育・保育の質の向上への組織的・計画的な取組				
I - 4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		c
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		60.0%
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。		6.7%
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。		0.0%
	n			33.3%
着眼点	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。		
	2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。		
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		
	4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。		
コメント		教育・保育の質の向上に向けた組織的・計画的な取組については、年1回、各職員が定められた評価基準にもとづいて園全体に関する自己評価を行い園長に提出している。第三者評価は今回が初めての受審である。 教育・保育の質の向上にむけて、提出された園全体に関する自己評価結果について検討する場を設定し、課題を抽出し、課題の改善に向けて質の向上に取り組むなど、組織的なPDCAサイクルにもとづく取組が望まれる。		
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		c
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。		40.0%
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。		6.7%
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。		0.0%
	n			53.3%
着眼点	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。		
	2	職員間で課題の共有化が図られている。		
	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。		
コメント		評価結果にもとづく認定こども園として取り組むべき課題の改善策の実施については、課題を明文化し、職員参画のもとで改善策や改善実施計画を作成し、計画的な改善策の実施状況の評価・見直しが望まれる。		

項目				評価結果
II 組織の運営管理				
II-1 管理者の責任とリーダーシップ				
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	73.3%	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	0.0%	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	0.0%	
	n		26.7%	
着眼点	○ 1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。		
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。		
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
	○ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
コメント		<p>施設長の役割と責任の職員への表明と理解を図る取組について、園長の職務内容は運営規程に明記され、「質の向上と人を育てる」を今年度の目標としている。園長は毎月の園内研修やミーティングで園の運営について職員に周知するとともに、毎月の園だよりに挨拶文を掲載して保護者に発信している。</p> <p>有事(災害、事故等)における園長の役割と責任については、不在時は主幹保育教諭が代理を務めることになっているが、主幹保育教諭が複数名いるため明確化が望まれる。</p>		
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	73.3%	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	0.0%	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	0.0%	
	n		26.7%	
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。		
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		
コメント		<p>遵守すべき法令等の理解と取組について、園長は経理規程に沿って事業者との適正な関係を保持している。パワーハラスマントや個人情報保護法、育児休業や働き方改革等について、職員に周知している。新しい法令(働き方改革)については、園長が主幹保育教諭に説明し、リーダー会議を経て各クラス担任に周知し、就業規則を改定している。</p> <p>社会保険労務士や毎月来園する税理士から新しい法令の情報を得ているが、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会への参加が望まれる。</p>		

項目				評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
12	(1) 教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。			b
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。		40.0%
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。		33.3%
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。		0.0%
	n			26.7%
着眼点	1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。		
	2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		
	3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
	○ 4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。		
	○ 5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。		
コメント		<p>教育・保育の質の向上の取組への指導力の発揮については、年1回、自己評価を実施している。園長は、職員から提案のあった「子どもたちが生まれ持っている可能性を引き出す教育法の取組」に関する自園に適した指導方法について、園内研修を実施する等の取組を行っている。</p> <p>教育・保育の質の現状についての定期的・継続的な自己評価実施後は、集計・分析を行い、課題を把握し、改善のための具体的な体制を構築して自らもその活動に積極的に参画することが望まれる。</p>		
13	(2)	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。		53.3%
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。		26.7%
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。		0.0%
	n			20.0%
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。		
	○ 2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。		
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。		
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
コメント		<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、財務については毎月の月次報告時に園長と事務職員が税理士と話し合って取り組んでいる。その結果、2名のチーム保育加算と1名の学級編成加算の計3名の加算保育教諭が配置されている。労務面では完全週休2日制を実施し、幼稚園教諭の免許更新は研修に位置付けて費用を市と園で全額負担している。全クラス複数担任制にして各クラスにパソコンを設置し、今年度から保護者への情報発信はLINEを活用している。事務職業務の効率化のためインターネットランキングを活用して実効性を高める取組をしている。</p>		

項目				評価結果
II-2 人材の確保・育成				
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	60.0%	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	6.7%	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	0.0%	
	n		33.3%	
着眼点	○ 1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。		
	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。		
	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。		
	○ 4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。		
コメント		必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立した取組については、法人としてゆとりある教育・保育のために基準以上の配置をすることを方針としている。クラス担任は2人体制とし、支援を要する園児が在籍するクラスは担任を3人にしており、職員の採用は法人本部で行っている。幼稚園教諭免許のみの職員に対しては、研修参加を勤務扱いにして保育士資格取得を支援し、2人が保育教諭の資格を取得している。今年度からの自園調理に向けては、法人保育園の調理員1人に調理師資格を取得させ、こども園に異動させている。法人として依頼退職者はいない。教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画を作成し、計画にもとづいた人材確保が望まれる。		
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b	
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	66.7%	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	6.7%	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	0.0%	
	n		26.7%	
着眼点	○ 1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。		
	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。		
	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
	4	職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。		
	○ 6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができる。		
コメント		総合的な人事管理については、研修計画に「求められる職員像」として、新人や中堅職員、主幹、施設長の階層別に職員像と研修課題が設定され、職員にキャリアアップ研修やカウンセリングマインド研修の受講を促している。キャリアパスにより職員の質の向上に努め、年次有給休暇が取得しやすい職員体制を構築し、退職金制度等の福利厚生の充実により職員が働きやすい環境が整備され、退職者を出していない。 採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する人事基準を定め、基準にもとづいて職員の専門性や職務遂行能力、待遇改善の必要性、職員の意向等を評価・分析し、改善策の検討・取組が望まれる。		

項目				評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。		a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。		80.0%
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。		6.7%
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。		0.0%
	n			13.3%
着眼点	○ 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。		
	○ 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。		
	○ 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。		
	○ 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。		
	○ 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。		
	○ 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。		
	○ 7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。		
	○ 8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。		
コメント		職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は園長で、就業状況や年次有給休暇取得状況はタイムカードや有休管理簿で把握している。有休取得推進のため園長や主幹保育教諭がシフト体制を考慮した上で有休取得を推奨している。有休等が取得しやすく、令和元年度の有休取得率は100%となっている。変形労働時間制の中で完全週休2日制を実施している。年1回の職員面談の際に職員からの悩みを聞く体制がある。日頃から園長や主幹保育教諭をはじめ職員全体で互いの健康状態を気に掛け、気軽に相談できる職場の雰囲気がある。退職金制度として社会福祉施設職員等退職手当共済に加入し、職員の正規雇用化にも取り組んでいる。働き方改革に向けた検討も行い、中・長期計画にも就業時間の見直しや人材育成にむけた内容を記載する等、働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		c
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。		53.3%
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。		13.3%
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。		6.7%
	n			26.7%
着眼点	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。		
	2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。		
	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっていいる。		
	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。		
	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。		
コメント		職員一人ひとりの育成に向けた取組としては、階層別に「求められる職員像」が設定され、職員は年1回、自己評価を実施している。自己評価は理念と保育目標に沿って、教育・保育の計画や保育内容等、組織運営や研修、環境整備等37の評価項目にわたっている。職員は項目ごとに「できている・できていない」を評価し、園長が面談により確認している。 職員一人ひとりが「期待する職員像」の達成に向けて、自己評価から課題を抽出し、今年度の目標を設定して年2回の面談を実施し、達成度の確認が望まれる。その一連の取組のために、自己評価票に今年度の目標欄と園長のコメント欄の設定が望まれる。		

項目				評価結果
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b	
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	73.3%	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	6.7%	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	0.0%	
	n		20.0%	
着眼点	○ 1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。		
	○ 2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。		
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。		
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。		
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。		
コメント		職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、階層別の「求められる職員像」が研修計画に記載され、職員像や研修課題として職員に必要とされる専門技術を明示している。園内研修計画にもとづいて毎月、園内研修が実施され、年1回、計画は見直されている。園内研修では、園外・県外研修受講者の報告会や伝達研修、園長講話が実施されている。「発達障害の理解とかかわり方」の研修報告後は、各クラスの困り感や課題、気になる子の対応等が話し合われている。「児童虐待防止対応について」は主幹保育教諭が伝達研修を実施している。園内研修の記録は全職員に回覧している。 研修計画は、認定こども園として目的を明確にし、体系化された計画の策定が必要であり、定期的な研修内容やカリキュラムの評価と見直し、及び事務職員や調理員、用務員も含めた全職員を対象とした研修計画の作成が望まれる。		
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		a	
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	86.7%	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	0.0%	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	0.0%	
	n		13.3%	
着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。		
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。		
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。		
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。		
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。		
コメント		職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、職員の技術水準や専門資格の取得状況等は履歴書や資格証、研修の修了証で把握している。新任職員は中堅職員と一緒にクラス担任を組み合わせて、個別にOJTを行い、初任者研修を受講している。事務職員も研修を受講し、食中毒防止研修を調理員が受講している。障害児保育担当者研修や感染症、食育、危機管理等のテーマ別研修はそれぞれのリーダーが受講している。外部研修については、主幹保育教諭が情報提供と参加呼びかけをするとともに、職員一人ひとりが研修に参加できるよう配慮している。		

項目				評価結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。				
20	①	実習生等の教育・保育に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	60.0%	
	b	実習生等の教育・保育に関する専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	13.3%	
	c	実習生等の教育・保育に関する専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	0.0%	
	n		26.7%	
着眼点	○ 1	実習生等の教育・保育に関する専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。		
	○ 2	実習生等の教育・保育に関する専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。		
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。		
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。		
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。		
コメント		<p>実習生の教育・保育に関する専門職の研修・育成についての体制整備と取組について、実習生受け入れの基本方針や意義についてはマニュアルや事業計画に明記されている。マニュアルには、実習生受け入れの流れやオリエンテーション、実習生に対する職員の取組などが記載されている。幼稚園教諭の実習生を受け入れている。実習生の受け入れ担当者は主幹保育教諭で、実習生受け入れ前にはリーダー研修や職員会議で情報を共有し、園全体で実習生に関わっている。園長が主幹保育教諭を指導し、今年度は実習生2名を受け入れている。コロナ禍のため実習中止となった専門学校生に対しては、園側からインターンシップの提案をし、1日間の日程で受け入れた取組もある。学校側との連携については、学校の事前説明会に参加している。今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により学校側の巡回指導は中止となつたが、電話でやり取りを行つてゐる。 子どもや保護者への実習生受け入れに関する説明については、事前に実施することを期待したい。</p>		

項目			評価結果												
II-3 運営の透明性の確保															
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。															
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	<table border="1"> <tr> <td>a</td><td>認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。</td><td>53.3%</td></tr> <tr> <td>b</td><td>認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。</td><td>13.3%</td></tr> <tr> <td>c</td><td>認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。</td><td>0.0%</td></tr> <tr> <td>n</td><td></td><td>33.3%</td></tr> </table>	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	53.3%	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	13.3%	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	0.0%	n		33.3%
a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	53.3%													
b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	13.3%													
c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	0.0%													
n		33.3%													
判断基準 着眼点	<input type="radio"/> 1 ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。														
	<input type="radio"/> 2 認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。														
	<input type="radio"/> 3 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。														
	<input type="radio"/> 4 法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。														
	<input type="radio"/> 5 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。														
コメント		<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページに法人の理念とこども園の基本方針、教育・保育の内容として園だよりやクラスだより、苦情相談の体制が公開されている。今年8月に1件の苦情があり、苦情内容と園の回答を保護者全員に配布している。こども園の存在意義や役割等については、設立前に地域に対して説明会を開催している。パンフレットは市役所や地域の公民館に置かれ、地域の商店にも掲示している。</p> <p>事業計画や事業報告、予算・決算情報についてはホームページが準備中となっており、早めの公開が望まれる。</p>													
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	<table border="1"> <tr> <td>a</td><td>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</td><td>46.7%</td></tr> <tr> <td>b</td><td>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。</td><td>6.7%</td></tr> <tr> <td>c</td><td>公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。</td><td>0.0%</td></tr> <tr> <td>n</td><td></td><td>46.7%</td></tr> </table>	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	46.7%	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	6.7%	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	0.0%	n		46.7%
a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	46.7%													
b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	6.7%													
c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	0.0%													
n		46.7%													
判断基準 着眼点	<input type="radio"/> 1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。														
	<input type="radio"/> 2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。														
	<input type="radio"/> 3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。														
	<input type="radio"/> 4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。														
コメント		<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組について、こども園における事務、経理、取引等に関しては経理規程に沿って事務職員が担当し、経営の状態は園長からリーダー会議で職員に周知されている。毎年、法人の監事による内部監査が実施され、毎月税理士が来園して財務についての助言が行われている。税理士の指導により3名の加算職員が配置され、職員は水道や電気等、光熱費の節約に努めている。</p>													

項目				評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献				
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。		66.7%
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。		20.0%
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。		0.0%
	n			13.3%
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。		
	○ 2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。		
	○ 3	子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。		
	○ 4	認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。		
	○ 5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。		
コメント		<p>子どもと地域との交流を広げるための取組として、地域との関わり方については園の教育・保育方針等に明記され、地域の伝統や文化を伝える取組を実施している。地域交流として園児が地域のモズク祭や十五夜祝い、うるま市地域学習、ハロウィン仮装行列、デイサービスセンター訪問等、各種の地域行事に積極的に参加している。公民館組織の友愛会（老人会）とは夕涼み会やムーチーづくり、平和学習などで交流し、勤労感謝デーや音楽隊の発表会を公民館で実施している。地域行事のポスターを園に掲示することもある。地域行事に参加する際は職員を多めに配置し、時には保護者の協力も得て、子どもの個別の状況に配慮できるような体制を整えている。地域の情報量が少ない保護者に対しては、地域行事等の社会資源の情報を提供している。</p> <p>地域交流の継続とともに、地域の児童館等との交流にも期待したい。</p>		
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。		b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。		66.7%
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。		13.3%
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。		0.0%
	n			20.0%
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。		
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。		
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。		
	○ 4	ボランティアに対して子どもの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。		
	○ 5	学校教育への協力を行っている。		
コメント		<p>ボランティア受入れや地域の学校教育等への協力についての基本姿勢については、園のマニュアルや事業計画に明記されている。マニュアルには受入れ手順やボランティア活動の心構え等が記載されており、ボランティア受入れに際してはオリエンテーションを実施している。中学校からの職場体験受入れの際には、職員全体で共有し、オリエンテーション時にクラスの特徴を説明する等、中学生が子どもに関わることができる支援を行っている。</p> <p>ボランティアや職場体験を受入れる際の個人情報等の守秘義務に関する誓約書の提出、及びマニュアルが職場体験のみを想定した内容となっているが、一般のボランティア受入れに対応した内容の追記が望まれる。</p>		

項目				評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	40.0%	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	20.0%	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	0.0%	
	n		40.0%	
着眼点	○ 1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。		
	○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。		
	○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。		
	○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。		
	○ 5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。		
	○ 6	家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。		
コメント		<p>認定こども園として必要な社会資源については、発達面の検査や診断ができる医療機関をリスト化し、相談先等については職員会議や園内研修で共有している。こ幼小中の特別支援コーディネーターの連絡会等において共通の課題について話し合われ、必要に応じて公民館や交番等とも連携している。発達支援児や発達が気になる子の支援にあたっては、行政からの巡回指導や巡回相談と連携している。要保護児童対策地域協議会への参加や児童相談所との連携については事例が無いが、必要があれば園長が対応することになっている。</p> <p>地域の関係機関・団体に関する資料の整理、及び地域における共通の問題解決にむけた更なる取組が望まれる。</p> <p>着眼点5については地域に関係機関・団体があり、非該当である。</p>		
II-4-(3) 地域の教育・保育向上のための取組を行っている。				
26	①	地域の教育・保育のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	
判断基準	a	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	40.0%	
	b	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	13.3%	
	c	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	0.0%	
	n		46.7%	
着眼点	○ 1	認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の教育・保育のニーズや生活課題等の把握に努めている。		
コメント		<p>地域の教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組として、毎月開催される市の認定こども園の園長会や地域の小中学校・児童館・公民館組織の団体等によって構成される学校運営協議会等に園長が参加し、地域課題について情報交換を行っている。例えば、市全体としては空き家対策や移住者支援、市内のこども園に関する1号認定の応募が少ないと、発達が気になる子に対する支援などが共通課題として挙がっている。当園が1号認定の応募を増やすために行った工夫点を園長会で共有する取組も行っている。</p> <p>各種会議等のみならず、日頃の各種活動を通じて地域の教育・保育のニーズや生活課題等の把握が望まれる。</p>		

項目			評価結果
27	(2)	地域の教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	40.0%
	b	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	20.0%
	c	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	0.0%
	n		40.0%
着眼点	<input type="radio"/> 1	把握した教育・保育ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に 関わる事業・活動を実施している。	
	2	把握した教育・保育ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	<input type="radio"/> 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも 貢献している。	
	4	認定こども園(法人)が有する教育・保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する 取組を積極的に行っている。	
	5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための 備えや支援の取組を行っている。	
コメント		<p>地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動について、様子観察が必要な子どもについては園のボランティアで保育時間を延長して対応している。地区の公民館との連携は活発であり、公民館行事や地域の祭りに参加する等、まちづくりに貢献している。災害時等の避難場所や避難協力について園長が区長と話し合いをした経緯がある。</p> <p>地域としての子どもの課題は把握されているので、こども園のノウハウを地域に還元するような積極的な事業や活動の実施、及び災害時の地域との連携体制についての具体的な取組が望まれる。</p>	

項目					評価結果
III 適切な教育・保育の実施					
III-1 利用者本位の教育・保育					
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。					
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b		
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	60.0%		
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	20.0%		
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	0.0%		
	n		20.0%		
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。			
	○ 2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。			
	○ 3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。			
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。			
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。			
	○ 6	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。			
	○ 7	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。			
	○ 8	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。			
コメント	<p>子どもを尊重した教育・保育について職員が理解し実践するための取組については、事業計画や重要事項説明書に園児の「最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい場を提供する」ことが明記され、年度初めに園長が職員に講話をしている。園長は園内研修の挨拶時に言葉遣いや保護者に寄り添い理解すること等について話している。子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」が整備され、子どもの最善の利益を尊重することが明記されている。毎年、職員は自己評価を実施して園長と面接し、園内研修で個別に子どもへの対応について話し合っている。子どもが互いに尊重する心を育てる具体的な取組として、うさぎやメダカ、虫や花の観察を通して互いを尊重し、ゆずり合う心を育てるよう努めている。園児を呼ぶときは「さん」をつけ、名簿は誕生日順にしてトイレは男の子も個室便器の使用を認めている。</p> <p>子どもの尊重や基本的人権への配慮についての研修の実施、及び子どもの人権や文化の違い、互いを尊重する心についての方針を保護者に示すとともに、保護者の理解を図る取組が望まれる。</p>				

項目			評価結果
29	② 子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。		c
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	66.7%
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	13.3%
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	0.0%
	n		20.0%
着眼点	1	子どものプライバシー保護について、教育・保育に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、教育・保育の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント		<p>子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育について、健診時は上半身にバスタオルをかけ、プール遊びの時もバスタオルを持参させ、着替え時は全裸にならないように職員は指導している。</p> <p>プール遊び時の安全マニュアルに、子どものプライバシーへの配慮についての追記が望まれる。プライバシー保護マニュアルが作成されているが、個人情報保護の内容となっており、この項目で求められている「子どもの私生活上の自由、他人から見られたりすることを拒否する自由」としてのプライバシー保護マニュアルの作成、及びマニュアルにもとづく教育・保育の実施が望まれる。</p>	
III-1-(2) 教育・保育の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	① 利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。		a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	73.3%
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	6.7%
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	0.0%
	n		20.0%
着眼点	○ 1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○ 2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容についている。	
	○ 3	認定こども園の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。	
	○ 4	見学等の希望に対応している。	
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント		<p>利用希望者に対する必要な情報の提供については、理念や基本方針、教育・保育の内容をホームページで公開し、パンフレットに記載している。パンフレットは図や写真を用いてわかりやすい工夫がなされており、公民館と地域の商店や児童館等に設置している。入園希望者に対しては園長と主幹保育教諭がパンフレットや入園のしおりを用いて説明し、質問に答え、見学も含めて約1時間の対応をしている。パンフレット等の見直しについては、園長と主幹保育教諭、経理担当職員が適宜見直している。</p>	

項目				評価結果
31	(2) 教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。			a
判断基準	a 教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。			66.7%
	b 教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。			13.3%
	c 教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。			0.0%
	n			20.0%
着眼点	○ 1 教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。			
	○ 2 教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。			
	○ 3 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。			
	○ 4 教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。			
	○ 5 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。			
コメント		教育・保育の開始について、入園時はパンフレットと重要事項説明書（園のしおり）を用いて、園長と主幹保育教諭、クラス担任が対応している。その際に、保護者の子育てへの思いや子どもについて配慮すべき点などについて聞き、慣らし保育の期間等の調整もしている。家庭で準備してもらいう持ち物等については実物を見せるなどの工夫をしている。配慮をする保護者への説明の場合は園長が同席している。教育・保育の内容を変更する際は、一斉メール（LINE）や文書等で案内している。保育認定変更等の際には、市役所・保護者と変更内容を確認し、児童保育認定変更履歴に記録して書面で残している。		
32	(3) 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。			c
判断基準	a 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。			26.7%
	b 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。			33.3%
	c 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。			0.0%
	n			40.0%
着眼点	1 認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。			
	2 認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。			
	3 認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。			
コメント		認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応については、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めるとともに、退園後の相談担当者や窓口を設置し、相談方法や担当者等について記載した文書を渡すことが望まれる。		

項目				評価結果
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
33	①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	46.7%	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	26.7%	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	0.0%	
	n		26.7%	
着眼点	○ 1	日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。		
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。		
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。		
	○ 4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。		
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。		
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。		
コメント		利用者満足の向上を目的とする取組について、職員は日々の教育・保育の実践の中で子どもの反応などから子どもの満足度や意見を汲み取るよう努めている。年1回、保護者アンケートを実施し、年2~3回の保護者面談や行事への参加を通して保護者の意見を把握するよう努めている。保護者の意見等をもとに、満足度の向上にむけて取り組んでいる。「プール遊びの時間が少ない」との意見にはプール実施期間を延長し、「園での子どもの様子がわかりにくい」の意見には子どもへの指導や職員から保護者への情報提供の方法を工夫する等、具体的な改善策に取り組んでいる。保護者の満足度を把握するため、情報交換や情報共有ができる保護者会等の開催が望まれる。		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	53.3%	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	26.7%	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	0.0%	
	n		20.0%	
着眼点	○ 1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。		
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。		
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出やすい工夫を行っている。		
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。		
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。		
	○ 6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。		
	○ 7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。		
コメント		苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要が文書化され、苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主幹保育教諭とし、第三者委員は男女各1名が任命されている。苦情解決の体制については重要事項説明書(園のしおり)に明記され、入園時に保護者に説明されている。園内に沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示され意見箱が設置されている。今年度は調査時点までに1件の苦情があり、その対応内容については園からのお便りで全園児の保護者に公表している。 苦情内容に関する受付から対応に至るまでの記録とその保管、及び意見箱開封のタイミングや複数名で開封する等の仕組みが望まれる。		

項目						評価結果
35	(2)	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。				b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。				53.3%
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。				26.7%
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。				0.0%
	n					20.0%
着眼点	<input type="radio"/>	1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。			
	<input type="radio"/>	2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。			
	<input type="radio"/>	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。			
コメント		<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と保護者への周知については、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターや重要事項説明書（園のしおり）に第三者委員の氏名が明記されており、自由に相談できることを入園時に説明し、担任以外の園の職員にも相談できることを日々の保護者との関わりの中で伝えている。園の玄関には虐待相談や小児救急電話相談の連絡先のポスターが掲示されている。保護者が相談しやすいように職員室や遊戲室の一角などで面談を行う等、面談場所にも配慮している。</p> <p>重要事項説明書（園のしおり）に第三者委員の連絡先（電話番号）の追記が望まれる。</p>				
36	(3)	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。				b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。				73.3%
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。				13.3%
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。				0.0%
	n					13.3%
着眼点	<input type="radio"/>	1	職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。			
	<input type="radio"/>	2	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。			
		3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。			
	<input type="radio"/>	4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。			
	<input type="radio"/>	5	意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。			
		6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。			
コメント		<p>保護者からの相談や意見への対応について、職員は送迎時に保護者とコミュニケーションをとるように努め、意見箱の設置や年1回の保護者アンケートの実施をしている。保護者からの「給食で提供された料理のつくり方を教えて欲しい」の要望には、匿名であったため給食によりレシピを紹介している。「園で汚い言葉を覚えて困っている」という相談には、クラス便りで言葉遣いに関する考え方や教え方の工夫等を伝え、個々の成長に関する個別相談に対しては、保護者面談等で対応している。近隣からの駐車場に関する意見に対しては改善に時間を要したため、その旨を意見申出者に説明している。</p> <p>相談や意見を受けた際の記録方法を含め、対応マニュアルの整備及び定期的な見直しが望まれる。</p>				

項目				評価結果
III-1-(5) 安心・安全な教育・保育の提供のための組織的な取組が行われている。				
37	①	安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	66.7%	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	20.0%	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	0.0%	
	n		13.3%	
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。		
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。		
	○ 3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。		
	○ 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。		
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。		
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。		
コメント	<p>安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制については、園内・園外での事故発生時の対応マニュアルや不審者への対応マニュアル等が整備されている。園の危険個所点検は毎日2回、遊具の詳細な点検は隔月に点検リストにもとづいて実施している。子どもの安心と安全を脅かす事例は園長が市内関係機関の会議等で得た情報を職員会議で共有し、ニュース等からも情報を収集している。事故発生後は事故報告書に記載し、再発防止に向けてリーダー会議で報告者を含めて要因分析や再発防止策が検討され、その結果を記録している。職員は順次、AEDの研修に参加し、園庭や遊具の使用方法に関するルールは職員研修等で話し合い、安全確保・事故予防については職員研修等で周知を図っている。</p> <p>収集した園外の事例等をもとに、職員参画のもとで、発生要因の分析と改善策・再発防止策の検討が望まれる。</p>			

項目			評価結果
38	(2) 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	
判断基準	a 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	66.7%	
	b 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	20.0%	
	c 感染症の予防策が講じられていない。	0.0%	
	n	13.3%	
着眼点	1 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。		
	○ 2 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。		
	○ 3 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。		
	○ 4 感染症の予防策が適切に講じられている。		
	○ 5 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。		
	6 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。		
	○ 7 保護者への情報提供が適切になされている。		
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための取組については、「衛生管理・感染症危機管理マニュアル」が作成され、「新型コロナウイルス 危機管理マニュアル」の情報が追加されている。感染症リーダーが定められ、感染症発生時にはリーダーから園長に報告するようになっている。令和元年度は「感染症について」の内部研修を実施し、「感染症の種類と最新情報について」や「食物アレルギーとエピペン、感染症対策について」の外部研修を受講している。令和2年度は、オンラインで「コロナウイルス感染症と保育現場での対策」の研修が実施されている。衛生管理・感染症危機管理マニュアル」にもとづき、日々の清掃やアルコール消毒、部屋の加湿が行なわれている。子どもたちにも感染症予防の大切さを伝え、外から戻ってきたら毎回、緑茶でうがいをすることを習慣づけている。インフルエンザ等が発生した場合は、発生した感染症名と人数を掲示板やLINEで保護者に周知している。感染症にかかった場合の登園の判断については重要事項説明書に記載され、新型コロナウイルスが発生した場合の対応については別紙により保護者に説明をしている。</p> <p>感染症対応マニュアルに責任者と役割を明確にした管理体制を追記するとともに、マニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>		
39	(3) 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	
判断基準	a 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	60.0%	
	b 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	26.7%	
	c 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	0.0%	
	n	13.3%	
着眼点	○ 1 災害時の対応体制が決められている。		
	2 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。		
	3 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。		
	4 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。		
	○ 5 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。		
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための取組について、災害時の対応体制としては自衛消防組織が設置されている。防火管理者は園長で、自衛消防組織表や避難訓練実施計画、実施記録が作成されている。防災計画や訓練は毎月実施され、園長や主幹保育教諭不在時を想定した訓練を行い、年1回は行政主催の地震・津波避難訓練に参加し、予告なし訓練も実施されている。</p> <p>災害発生後に事業を継続するための対策計画の作成、並びに子どもや保護者及び職員の安否確認の方法を定め、食料・備品等の管理や備蓄リストの作成、さらに地域と連携した訓練の実施が望まれる。</p>		

項目				評価結果
III-2 教育・保育の質の確保				
III-2-(1) 提供する教育・保育の標準的な実施方法が確立している。				
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b	
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	53.3%	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	26.7%	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	0.0%	
	n		20.0%	
着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。		
	○ 2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。		
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。		
	○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。		
	○ 5	標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。		
コメント		<p>教育・保育に関する標準的な実施方法の文書化については、危機管理マニュアルや苦情対応マニュアル、緊急時対応マニュアル、災害時対応マニュアル、新型コロナウイルス感染症予防マニュアル、実習生受入れ対応マニュアル等が整備されている。食物アレルギーマニュアルや児童虐待防止マニュアルには守秘義務や個人情報保護等に関する姿勢が明示されている。マニュアル集は各クラスに設置して共有し、アレルギー対応マニュアルや虐待防止マニュアル、事故防止対応マニュアル等は園内研修を実施して周知している。職員の話し合いの中で、「リーダーの職務内容をマニュアル化していくことでリーダーが変わっても業務に取り組みやすい」という意見が出され、リーダーの職務内容をマニュアル化することを検討している。</p> <p>標準的な実施方法（業務マニュアル）にもとづいて教育・保育が実施されているかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>		
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	53.3%	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	20.0%	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	0.0%	
	n		26.7%	
着眼点	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。		
	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。		
	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。		
	○ 4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。		
コメント		<p>標準的な実施方法の検証・見直しについては、18種類のマニュアルが作成され、台風・災害時対応マニュアルについては、職員の提案により今年度見直されている。</p> <p>マニュアルには、子ども園対象外の内容（「危機管理マニュアル中の0、1、2歳児の対応」や「調理室の衛生管理マニュアル」等）も見受けられる。マニュアルの検証・見直しにあたっては、見直す時期やその方法等を定めて、現状に即した内容になっているか等の定期的な見直しを実施し、マニュアル見直し後はその過程が分かるように制定日や改正年月日を記載することが望まれる。</p>		

項目			評価結果
III-2-(2) 適切なアセスメントにより教育・保育実施計画が策定されている。			
42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	26.7%	
	b アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	46.7%	
	c アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	0.0%	
	n	26.7%	
着眼点	○ 1 指導計画策定の責任者を設置している。		
	2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。		
	3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。		
	4 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。		
	○ 5 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。		
	6 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。		
	○ 7 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。		
	○ 8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な教育・保育の提供が行われている。		
	○ 9 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。		
コメント	<p>アセスメントにもとづく指導計画の適切な策定については、年間指導計画や月間指導計画、週・日案が作成され、指導計画の策定の責任者は園長となっている。アセスメント手法は確立していないが、新入園児面接時に児童票と健康記録票を活用し、別紙で食事や排せつ、睡眠等、基本的生活習慣について子どもの状態を把握している。個別の指導計画等については、特別な配慮を必要とする園児について、個別の教育支援計画が作成されている。行政からの巡回指導があり、計画は目標とねらいで構成され、子どもの姿や目標、援助・環境等の項目が記載され、振り返りも実施している。</p> <p>指導計画の作成にあたっては、アセスメント手法を確立するとともに、アセスメント等に関する協議や計画作成のための合議の実施、指導計画作成の手順の作成、並びに5歳児の指導計画に「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や小学校との接続に向けた項目の追加、年間指導計画については全体的な計画を踏まえた作成が望まれる。</p>		

項目				評価結果
43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。			b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。		40.0%
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。		26.7%
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。		0.0%
	n			33.3%
着眼点	○ 1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。		
	○ 2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。		
	3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。		
	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。		
	○ 5	評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。		
コメント		定期的な指導計画の評価・見直しについては、指導計画見直しの手順が明文化され、毎週の週案会議で週・月案を評価し見直して、次の計画に反映させていている。週案はクラス担任が作成して毎金曜日に主幹保育教諭に提出して助言を受けている。2月に教育・保育の振り返りをし、3月に指導要録と年間指導計画を作成することになっている。月案や年計画、全体的な計画の見直しは手順を作成し実施している。 雨天などで教育・保育内容を緊急に変更する場合等は当日の朝に決めているが、変更する場合の仕組みの整備が望まれる。指導計画の評価・見直しにあたっては、教育・保育の質の向上に関わる課題等の明確化が望まれる。		
III-2-(3) 教育・保育実施の記録が適切に行われている。				
44	① 子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。			a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。		53.3%
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。		20.0%
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。		0.0%
	n			26.7%
着眼点	○ 1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。		
	○ 2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。		
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。		
	○ 4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。		
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。		
コメント		子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と共有について、子どもの発達状況や生活状況等は、認定こども園が定めた統一した様式によって記録され、記録内容や書き方に差異が生じないように工夫している。年度末に作成する指導要録の基礎資料として、職員は別にノートを準備して子どもの状況を記録している。園における情報の共有については、回覧板で周知している。週1回、リーダー会議を開催して情報の共有に努めている。		

項目			評価結果		
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b			
判断基準	a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	53.3%			
	b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	20.0%			
	c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	0.0%			
	n	26.7%			
着眼点	1 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。				
	○ 2 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。				
	○ 3 記録管理の責任者が設置されている。				
	4 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。				
	5 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。				
	○ 6 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。				
コメント		<p>子どもに関する記録の管理体制については、個人情報保護を目的としたマニュアルが作成され、収集の範囲や利用目的の同意、漏洩、紛失、改ざんについての適正管理、法令遵守等の内容となっている。書類等は事務所で鍵をかけて保管している。園長は、入園説明会で保護者に対して個人情報の取扱について説明し、「個人情報利用に関する同意書」を得ている。</p> <p>記録管理の責任者の指定、記録の保管、保存、廃棄、情報の開示、児童票等の持ち出しの禁止等に関する事項を定めた内容等が含まれる個人情報保護規程を作成し、規程作成後は周知を目的とした職員への研修の実施、及び写真等のホームページへの掲載方法について検討が望まれる。</p>			
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育					
A-1-(1) 子どもの権利擁護					
46	A① ① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	a			
判断基準	a 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	73.3%			
	b 一	0.0%			
	c 子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	0.0%			
	n	26.7%			
着眼点	○ 1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。				
	○ 2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。				
	○ 3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。				
	○ 4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。				
	○ 5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。				
コメント		<p>子どもの権利擁護に対する取組の徹底については、「児童虐待防止マニュアル」が作成され、園内研修で主幹保育教諭による「児童虐待防止対応について」の伝達研修が実施され、マニュアルの読み合わせを行う等、職員の理解を図っている。職員は、子どもを怒鳴らない、呼び捨てにしない、子どもの目線に合わせて声のトーンや言葉遣いに気をつける等を意識しながら教育・保育を行っている。「児童虐待防止マニュアル」の園内研修は毎年、実施されている。「子どもの人権擁護」の視点から保育教諭が自ら保育を振り返る機会として「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用している。</p> <p>子どもの人権を守るために法的・制度的な裏付けとなる「児童福祉法」や「子どもの権利条約」等についても研修の機会を確保するとともに、マニュアルに、職員による子どもの権利侵害の防止と早期発見についても追記することに期待したい。</p>			

項目				評価結果
A-2 教育・保育内容				
A-2-(1) 全体的な計画（教育課程を含む）の作成				
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b	
判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	60.0%	
	b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	6.7%	
	c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	0.0%	
	n		33.3%	
着眼点	○ 1	全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。		
	○ 2	全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。		
	○ 3	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。		
	○ 4	全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。		
	○ 5	指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。		
	○ 6	指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。		
	○ 7	全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。		
	○ 8	全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。		
コメント		<p>全体的な計画は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等の趣旨を踏まえ、職員参画のもと作成されている。全体的な計画には、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標が位置づけられている。教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等にもとづいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、家庭との連携や教育・保育時間、小学校との連携、地域との連携、子育て支援、特別支援教育、学校評価、研修計画・学力向上推進計画の他、健康支援、環境・衛生・安全管理、食育推進などで構成されている。</p> <p>年間指導計画は、全体的な計画を踏まえて作成し、全体的な計画の教育及び保育のねらいと内容欄への年齢ごとの領域表示と反省・評価欄の追加、及び保護者に対する説明が望まれる。</p>		

項目				評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開				
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b	
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	73.3%	
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	13.3%	
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	0.0%	
	n		13.3%	
着眼点	○ 1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。		
	○ 2	認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。		
	○ 3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。		
	○ 4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。		
	○ 5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。		
	○ 6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。		
コメント		<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備について、室内には温湿度計が設置され、エアコンや扇風機で温度を調整し、加湿器で適切な湿度を保持できるようになっている。園内外の設備用具については、室内にある遊具は毎日消毒し、施設の清掃等は職員が行っている。安全管理については、職員が安全チェックを行っている。子ども一人ひとりが落ち着ける場としては、ゴザが準備され、必要に応じて敷いて使用している。食事終了後はテーブルを片付け、ふき掃除後はくつろぎの場や睡眠の場となっている。3・4歳児は全員布団を持参して昼寝をし、5歳児は6月までゴザを敷いて休息をとっている。5歳児には名前を付した一人用の机と椅子が用意され、食事は前向きで撮っている。トイレは男女共用で洋便器が2基でドアが設置されている。男子用小便器が3基設置され、シャワー設備も併設している。3・4歳児クラスでは共同使用で、5歳児クラスは単独設置となっている。手洗い場は、廊下に6人用が2か所設置され、トイレ内にもある。外遊び後の洗い場も設置されている。</p> <p>トイレについては、男子用小便器の仕切りの検討やトイレの順番を待っている園児から見えない工夫等、プライバシー保護への配慮が望まれる</p>		
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a	
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	60.0%	
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	20.0%	
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	0.0%	
	n		20.0%	
着眼点	○ 1	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。		
	○ 2	子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。		
	○ 3	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。		
	○ 4	子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。		
	○ 5	子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。		
	○ 6	せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。		
コメント		<p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育について、子どもの発達や家庭での過ごし方を含め一人ひとりに合わせた遊びの工夫や配慮として、3歳児は、ままごとやブロック、かるた、手回しコマ遊び、室内用鉄棒の中から子どもたちと一緒に決めており、調査の日は、ままごとやブロック、室内用鉄棒を3つのグループで遊んでいる。4歳児は、廃材遊びで出来上がった作品を見て刺激を受け「自分も作ってみたい」という子が増え、子どもたちから出たアイディアを大切にしながら支援したいとの記録がある。縄跳びに何度も挑戦し1回でも跳べると「やったー、とべたー」と嬉しそうに報告してきて「またやりたい」と挑戦する子どもの様子が日々の振り返りに記録されている。5歳児では、足の皮がむけたと言いながら竹馬などに繰り返し挑戦している子やそろばんの苦手な子が少しでも楽しいと思えるように、一緒に問題を解き、少しのことでもできたらほめて、伸ばしていくとの記録があり、一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。園の行事として5歳児は、年に1回、夕暮れ保育を実施している。新聞社の児童画コンクールに毎年、全園児が応募して優秀賞に選ばれた子や入選した子どもが多数いる。</p>		

項目				評価結果
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断基準	a		子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	60.0%
	b		子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	13.3%
	c		子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	0.0%
	n			26.7%
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント		<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備と援助について、3歳児は、年度当初目標の内容の「トイレの使い方がわかり、尿意を感じて自分からトイレに行こうとする」が、12月の週・日案の子どもの姿には「登園すると『おはよう』と挨拶している」、「トイレのスリッパをきれいに並べる姿が見られる」などの記録となっている。握り箸の園児には、匙とフォークとお箸を準備して対応している。排せつは自立しているが、声掛けが必要な子がいる。着脱では「靴の左右の違いが判らない子が居る」や「満3歳で中途入所した子について」等、一人ひとりの主体性に配慮している。4歳児は、年度当初の「基本的生活習慣を確立し、自分から進んでしようとする」のねらいに対して、ほとんどの子どもが基本的な生活習慣が確立し、全員が布団持参で昼寝をしているが、1月からは徐々に昼寝を終了していきたいとの意向であった。活動と休息のバランスについても工夫している。5歳児は年度当初の内容として「クラスでの生活の仕方がわかり、自分の場を整えながら、見通しをもって行動する」に対して、週・日案に「手洗い、緑茶うがい、衣服の調節による体温調節等」が表示され、お箸は全員が使用できている。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</p> <p>年間指導計画には内容として位置づけられているが、月・週案に基本的生活習慣を位置づけることを期待したい。</p>		

項目				評価結果
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	b
判断基準	a		子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	46.7%
	b		子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	20.0%
	c		子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	6.7%
	n			26.7%
着眼点	○	1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
	○	2	子どもが自発性を發揮できるよう援助している。	
	○	3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるように視点を取り入れている。	
	○	5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
	○	6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
	○	7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
	○	8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境整備と子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開については、外遊びの場としては園舎前の園庭と小学校の運動場がある。運動場では毎朝のラジオ体操とマラソンを実施し、たまに、小学校が使用していない場合にドッジボールをしている。園舎裏庭は隣接する堀の崩壊の危険性があり使用禁止としている。園庭には固定遊具（ブランコ、滑り台、ジャングルジム、ロッククライミング、砂場）が設置されている。戸外では雲梯棒や鉄棒、ぼっこり、長縄、短縄、竹馬、ドッジボール、羽根つき、だるまさん転んだ、鬼ごっこ、ハンターごっこ、泥警等、体を動かす遊びを支援している。室内ではままごとやレゴブロック、ピーブロック、かるた、手ごま、ドミノ、ミニカー、室内用鉄棒、コマ廻し、室内ドッジボール、廃材遊び、オセロ、マンカラ、お手玉、パズル、卓球、ボウリング等から遊びを選択できる環境を整備している。廊下の水槽ではグッピー等が飼育されている。音楽遊びとして、大・小太鼓、トリオ、シンバル、シロフォン、鍵盤ハーモニカ、キーボード、グロッケン、卓上木琴等の打楽器を使用し、ガード（旗）やフープバトン、ダブルフラッグも加えて、4・5歳児で協同して音楽隊を編成している。指導にあたっては保育教諭から総合指導者を決め、担任保育教諭も一緒に設定保育時間や午後の時間等で指導し、地域の公民館等で発表会を開催している。5歳児クラスで宮沢賢治の「雨にも負けず」を正座して全員で合唱している。さらに、園の方針として、鍵盤ハーモニカや音読、フラッシュカード、めい想、英語遊び、文字教室が実施され、毎日1件ずつ設定保育として実施されている。外部講師による体操教室（毎週火曜日）やリトミック（第2・4月曜日）、そろばん教室（月3回金曜日）は法人3施設合同で実施され、全園児の受講が義務となっている。</p> <p>戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるように視点を取り入れる工夫が望まれる。一日の教育・保育の中で、子どもが自主的・主体的に生活と遊びが選択できるよう時間と空間への配慮を期待したい。</p>			

項目				評価結果
52	A⑦	⑤ 乳児期の園児（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		△△△△△
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		△△△△△
	b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		△△△△△
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。		△△△△△
	n			△△△△△
着眼点	1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。		△△△△△
	2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。		△△△△△
	3	子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。		△△△△△
	4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。		△△△△△
	5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。		△△△△△
	6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。		△△△△△
コメント		乳児期の園児（0歳児）が在籍していないため、評価対象外。		
53	A⑧	⑥ 満1歳以上3歳未満の園児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		△△△△△
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		△△△△△
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		△△△△△
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。		△△△△△
	n			△△△△△
着眼点	1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。		△△△△△
	2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。		△△△△△
	3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。		△△△△△
	4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。		△△△△△
	5	保育教諭等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。		△△△△△
	6	様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。		△△△△△
	7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。		△△△△△
コメント		満1歳以上3歳未満の園児（1・2歳児）が在籍していないため、評価対象外。		

項目						評価結果
54	A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。			a
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している			60.0%	
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。			13.3%	
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。			0.0%	
	n				26.7%	
着眼点	○ 1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。				
	○ 2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。				
	○ 3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。				
	○ 4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。				
コメント		3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開される環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、3歳児では、ブロック遊びでの貸し借りのお願いが言葉で言えず、言い合いする場面で、保育教諭が互いの意見を聞きながら解決できるように促し、興味関心のある活動に取り組めるように関わっている。4歳児では、新しい楽器遊び（カスタネット、鈴、タンバリン、シンバル、トライアングル）にも挑戦しようとする気持ちを大切にし、友だち同士「綺麗な音がするね」、「楽器を交替しよう」とやり取りし、終わった後は「先生またみんなで楽器遊びをしたい」と友だちと一緒に楽しみながら遊びや活動に取り組めるように関わっている。5歳児は、誕生会の司会や進行、音響等、話し合いで決めた役割をこなして誕生会を進行し、「もっと見せたかった」、「またやりたい」と友だちと会話することでやり遂げた満足感を味わっている。保育教諭は、できるだけ子どもたちだけで取り組めるよう見守ることで、一人ひとりが自分の役割を把握し、活躍できるように関わっている。子どもの育ちや取り組んできた共同的な活動等については、送迎時やクラスだより、個人面談等で保護者に伝えている。				
55	A⑩	⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。			b
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。			46.7%	
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。			33.3%	
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。			0.0%	
	n				20.0%	
着眼点	○ 1	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。				
	○ 2	障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。				
	○ 3	計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。				
	○ 4	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。				
	○ 5	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。				
	○ 6	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。				
	○ 7	職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。				
	○ 8	他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。				
コメント		障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、園舎はバリアフリーに整備されている。障害のある子どもに対しては個別に指導計画を作成し、計画にもとづいて指導援助されている。子ども同士の関わりは、共に成長できるように配慮されている。必要に応じて行政の保育・幼稚園課の巡回指導を受け、担当職員は研修を受講している。保護者に対する連携、及び周知方法の検討、クラスの指導計画と関連づけるため月案・週案に位置づけることが望まれる。				

項目				評価結果
56	A⑪	⑨	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a		在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	46.7%
	b		在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	20.0%
	c		在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	0.0%
	n			33.3%
着眼点	<input type="radio"/>	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	<input type="radio"/>	2	在園時間の長い子どもが安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
	<input type="radio"/>	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
	<input type="radio"/>	4	年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	
	<input type="radio"/>	5	在園時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	<input type="radio"/>	6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
	<input type="radio"/>	7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
	<input type="radio"/>	8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	<input type="radio"/>	9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
コメント		<p>在園時間の異なる子どものための環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮について、職員は時差勤務を行い、朝夕において、異年齢の子どもが一緒に過ごす保育の場として出入口に近い4歳児クラスの部屋で受け入れ、子どもが安心して過ごせるよう配慮されている。登園の早い子どもの検温（健康チェック表に記入）や視診を行い、体調面や保護者からの伝言を担任に報告している。夕方5時30分から合同保育を実施し、保護者への伝言は遅番担当が報告している。一時預かり保育の利用者はいないが、今年度は必要に応じて随時に延長保育の利用があり、おやつも提供している。1号認定の子どもの長期休暇時は月曜日から金曜日までの絵本の貸し出しやプール活動などで連携している。</p> <p>1号認定の子どもの長期休暇後の教育・保育内容について、指導計画に位置づけを明確にし、支援の記録をすることが望まれる。</p>		

項目				評価結果
57	A⑫	⑩	小学校との接続、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
判断基準	a		小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	66.7%
	b		小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	13.3%
	c		小学校との接続や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	0.0%
	n			20.0%
着眼点	1		計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	
	○ 2		子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○ 3		保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○ 4		保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との接続を図っている。	
	○ 5		施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	
	コメント		<p>小学校との接続、就学を見通した計画にもとづく教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画に小学校との連携が位置づけられている。小学校との接続計画として、アプローチカリキュラムが作成され、小学校との交流活動としてお招き会や学習発表会の見学、運動場やプールの利用、幼小中学校連絡会議参加（年3回）が実施されているが、今年度はコロナ禍で中止になっている。小学校の運動場はラジオ体操やマラソンで毎日利用し、運動場が空いている場合はたまにドッジボール等に利用している。職員は、小学校の運動会のリレーに参加し、入学説明会はこども園の担当職員が受付を手伝っている。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援をしている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点にもとづいたこども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。</p> <p>小学校への接続について、5歳児の年間指導計画や月案・週案に位置づけ、アプローチカリキュラムにもとづいた具体的な教育・保育の実施が望まれる。</p>	

項目				評価結果
A-2-(3) 健康管理				
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b	
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	80.0%	
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	6.7%	
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	0.0%	
	n		13.3%	
着眼点	1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。		
	○ 2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。		
	○ 3	子どもの保健に関する計画を作成している。		
	○ 4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。		
	○ 5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。		
	○ 6	保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。		
	7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。		
	8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。		
コメント		<p>子どもの健康管理については、「安全・健康年間指導計画」が作成され、計画にもとづいて発育や健康状態の観察と把握、感染症・疾病への対応が行なわれている。入園時に既往歴や予防接種の実施状況、感染症、アレルギーについて母子手帳等で確認し、担当が「健康記録票」に記載している。登園時に検温や視診、必要に応じて触診を行い、職員間で共有している。子どもの発熱等の体調悪化やケガをした際は保護者に連絡し、医務室で保育教諭が付き添い、迎えに来た保護者に状態を説明している。感染症やアレルギー、与薬の取り扱いについては重要事項説明書（園のしおり）で保護者に説明し、感染症が発生した際には、園の掲示板で保護者に周知している。</p> <p>健康管理については「安全・健康年間指導計画」が作成されているが、健康管理を位置づけた保健計画を作成するとともに、子どもの健康管理に関するマニュアルの作成が望まれる。</p> <p>着眼点7と8は、乳幼児が在籍していないため、対象外とする。</p>		
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	b	
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	80.0%	
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	6.7%	
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	0.0%	
	n		13.3%	
着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。		
	2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。		
	○ 3	家庭での生活に生かされるよう教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。		
コメント		<p>健康診断・歯科健診は、「全体的な計画」と「安全・健康年間指導計画」にもとづいて年2回、6月と10月に実施されている。内科健診時には、事前に保育教諭が家族から「滑舌の悪さ」など気になることを聞き取り、当日、立ち会う法人の看護師が医師の助言を得て記録している。記録された内容は保育教諭から保護者に伝えている。内科健診でヘルニアを早期発見して治療につながった事例がある。歯科健診の結果は「歯科健診カード」を保護者に交付し、虫歯の治療につなげている。</p> <p>内科受診の状況や歯の治療結果を記録に残すこと、及び健康診断や歯科健診の結果を集計・分析し、教育・保育に反映させることが望まれる。</p>		

項目				評価結果
60	A(15)	(3)	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
判断基準	a		アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	86.7%
	b		アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	6.7%
	c		アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	0.0%
	n			6.7%
着眼点	<input type="radio"/>	1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	<input type="radio"/>	2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	<input type="radio"/>	3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	<input type="radio"/>	4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	<input type="radio"/>	5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	<input type="radio"/>	6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		<p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもへの対応については、「食物アレルギー 危機管理マニュアル」が作成されている。食物アレルギーのある子どもについては、保護者から入園時に医師の診断書と「生活管理指導表」を提出してもらい、除去食または代替食を提供している。保護者や職員には、予定献立表にアレルギー対応食がある場合にはメニューにラインを引いて周知している。アレルギー対応食がある当日は、朝の申し送りで職員に確認してもらっている。職員や子どもが間違えないように、アレルギー食材とクラス名、氏名を他の子どもとは違う色のトレイに貼り、メラミン製の食器で提供している。食物アレルギーのある子どもは保育教諭と同じテーブルに座り、お代わりは調理員に依頼して普通食と間違えないように配慮されている。慢性疾患等の喘息やてんかんのある子どもへの対応は保護者から情報提供を得ている。アトピー性皮膚炎の子どもについては、夏場や汗をかいた場合にはこまめに着替えさせるなどの配慮をしている。食物アレルギーに関する研修は令和元年度に外部研修で3回、園内研修が1回実施されている。子どもたちにアレルギーについて説明し、月に1回はアレルギー食を他の子どもにも食べてもらう取組もしている。アレルギー疾患については重要事項説明書（園のしおり）に記載して保護者に説明している。アトピー性皮膚炎やてんかん、喘息等、慢性疾患についての対応マニュアルの整備が望まれる。</p>		

項目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑯ ① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	
判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	80.0%	
	b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	20.0%	
	c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。	0.0%	
	n	0.0%	
着眼点	<input type="radio"/> 1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。 <input type="radio"/> 2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。 <input type="radio"/> 3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。 <input type="radio"/> 4 食器の材質や形などに配慮している。 <input type="radio"/> 5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。 <input type="radio"/> 6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。 <input type="radio"/> 7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。 <input type="radio"/> 8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。		
コメント	<p>食事を楽しむ工夫としては、年間食育計画が作成され、計画にもとづいて各年齢の年間指導計画や月案、週案に食育を位置づけて取り組んでいる。食事は各クラスごとに部屋で摂っている。5歳児のクラスでは、その日の献立を入口のホワイトボードにひら仮名で掲示している。子どもは当番制でテーブルを拭き、調理室まで保育教諭と共に食事を取りに行っている。5歳児はランチルームで食事をしていたが、今年度は各自の机で前向きに座って食べている。3歳児はおかずや小鉢、果物を自分でトレイに乗せて運び、ご飯と汁物は保育教諭がテーブルまで運んでいる。4歳児は自分で食べられるご飯の量を保育教諭に伝えている。5歳児は当番がトレイに盛り付けして運んでいる。食器は、県内の窯元に子ども用の陶器を焼いてもらって使用し、丁寧に扱わないと割れてしまうことを説明している。スプーンやフォーク、お箸がトレイにセットされ、メニューに合わせて自分で選べるようにしている。調理室の壁はガラス張りなっており、子どもたちは調理している様子を見ることができる。玄関には当日のメニューが展示され、保護者と子どもが見やすい工夫をしている。毎月、食育の目標やその月の行事食、子どもの畑での様子、季節の食材などを編集した「もうもぐ便り」を調理員が作成し、各家庭に配布している。子どもたちは「園での季節の植栽」計画に沿って畑でオクラやゴーヤー、キュウリを栽培し、収穫した野菜は甘酢漬等にして提供している。5歳児クラスではジャガイモなど土の中で育つ野菜を透明な袋に植えて土中での育ちの様子を観察できるようにし、植物辞典のジャガイモについてのページを開示して関心を深める工夫をしている。食育や食べ物に関わる絵本の読み聞かせをしている。栄養の歌や早寝早起き朝ごはんの紙芝居や食育パペット「へしきやつなぐ君」で食べ物はよく噛んで食べるといった食事の大切さを伝えている。</p>		

項目				評価結果			
62	A⑯	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		b			
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		93.3%			
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。		6.7%			
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。		0.0%			
	n			0.0%			
着眼点	○ 1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。					
	○ 2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。					
	○ 3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。					
	○ 4	季節感のある献立となるよう配慮している。					
	○ 5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。					
	○ 6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。					
	○ 7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。					
コメント		<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供について、アレルギーのある子どもについては、除去食や代替食が提供され、子どもの健康のために胚芽米を取り入れている。肉や魚料理等では、食べやすいように事前に一口大に切ったり、その場で保育教諭が切って食べやすいようにしている。3歳児はご飯と汁物は子どもの食べる量に合わせて保育教諭が盛り付けている。検食は、保育教諭が持ち回りで行っている。毎日残食調査を行ない、検食結果と共に給食日誌に記録している。給食会議を毎月1回開催し、市の栄養士が作成した献立を参考に、調理担当と主幹保育教諭が各クラス担任の意見や喫食状況の報告を受けて検討し、アレルギーがある子どもと普通食の子の残食に差があるか確認する等、除去食の内容も含め毎月の献立に反映している。もずく丂や沖縄そば、ゆし豆腐、ちむしんじ、クーブイリチー、バナナとゴーヤーのスコーンなど地域の食材を使い、おやつにもうむくじ天ぷらやサーティーアンダギー、クファジューシー、シークワーサーゼリーなど沖縄らしいメニューを取り入れている。秋には、きのこや栗、鮭やりんごなどの食材を使って季節感のある献立となるよう工夫している。調理担当は、調理室からランチルームでの食事の様子を確認したり、おやつの時間に子どもたちから感想等を聞いたりしている。</p> <p>へしきや・かなな衛生管理マニュアルを活用した衛生管理の実施及び見直しが望まれる。</p>					
A-3 子育て支援							
A-3-(1) 家庭との緊密な連携							
63	A⑰	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a			
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		73.3%			
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。		13.3%			
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。		0.0%			
	n			13.3%			
着眼点	○ 1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。					
	○ 2	教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。					
	○ 3	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。					
	○ 4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。					
	○ 5	教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。					
コメント		<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携について、日常的には送迎時の声かけやクラス便り等を活用し、時には保護者に電話して情報交換を行っている。個別の保護者面談の際には、子どもの様子や成長を共有するのみならず、教育・保育の目的や意図も伝え、保護者の理解を得るよう工夫している。保育参観日や行事については、保護者の意見を参考に保護者が参加しやすい日程に設定するなどの配慮をしている。</p> <p>保護者面談での聞き取り内容や記録すべき内容はクラス担任が判断しているが、記録すべき内容や園で共有すべき内容の標準化を期待したい。</p>					

項目				評価結果
A-3-(2)保護者等の支援				
64	A⑯	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b	
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	80.0%	
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	6.7%	
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	0.0%	
	n		13.3%	
着眼点	○ 1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。		
	○ 2	保護者等からの相談に応じる体制がある。		
	○ 3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。		
	○ 4	認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。		
	○ 5	相談内容を適切に記録している。		
	○ 6	相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。		
コメント		保護者が安心して子育てができる支援としては、日々の送迎時等における声かけや何かあれば保護者からの話を聞く姿勢で接し、信頼関係の構築に努めている。保護者から相談があれば、その場で対応し、保護者が相談しやすい時間帯の設定や子どもに聞かれることがないように別の機会に面談を設ける等の工夫をしている。必要に応じて1号認定の子どもも保育標準時間の園児を受け入れる時間から預かるなど、こども園の特性を生かして保護者の事情にあわせた柔軟な支援を行っている。相談を受けた職員では対応が難しい内容については主幹保育教諭や園長が一緒に関わって支援している。 相談内容の記録は職員それぞれの裁量になっているが、相談内容を適切に記録する仕組みの構築が望まれる。		
65	A⑰	② 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	
判断基準	a	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	60.0%	
	b	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	13.3%	
	c	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	0.0%	
	n		26.7%	
着眼点	○ 1	不適切な養育（虐待）等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。		
	○ 2	不適切な養育（虐待）等の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。		
	○ 3	不適切な養育（虐待）等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。		
	○ 4	職員に対して、不適切な養育（虐待）等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育（虐待）等に関する理解を促すための取組を行っている。		
	○ 5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。		
	○ 6	不適切な養育（虐待）等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。		
	○ 7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。		
コメント		家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応と虐待の予防について、職員は登園時の親子の様子を観察し、子どもの健康状態に気を配り、着替え時に身体チェックをする等で早期発見に努めている。不適切な養育の可能性があると感じた場合は、園長と担任、主幹保育教諭、リーダーで話し合って情報を共有し、対応する体制がある。配慮が必要と思われる保護者に対しては、園長と主幹保育教諭が個別に声かけして近況等を確認し、保護者の困りごと等を聞くことに努めている。職員に対しては、「児童虐待防止マニュアル」を整備して虐待が疑われる子どもの状態や行動などについて周知し、マニュアルの読み合わせや研修を実施している。必要に応じて市と連携して対応し、要保護児童対策地域協議会への参加や児童相談所との連携については、必要があれば園長が対応することになっている。「虐待に気づいたら189番まで」のポスターが掲示されている。 マニュアルに早期発見の視点を具体的に追記することを期待したい。		